

## 食品衛生対策

### (1) 施設数の状況

#### ア 許可を要する施設数

(平成31年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
計	3,648	563	2,880	205	-	-	-	-
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	977	156	777	44			
	仕出し・弁当	311	51	242	18			
	旅 館	56	15	31	10			
	そ の 他	376	67	302	7			
菓子(パンを含む)製造業	204	33	162	9				
乳 処 理 業	1		1					
特別牛乳搾取処理業	-							
乳 製 品 製 造 業	4		4					
集 乳 業	-							
魚 介 類 販 売 業	292	49	213	30				
魚介類競り売り営業	3	3						
魚肉練り製品製造業	3	2		1				
食品の冷凍または冷蔵業	17	5	11	1				
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	7	4	3					
喫 茶 店 営 業	494	43	439	12				
あ ん 類 製 造 業	-							
アイスクリーム類製造業	6	1	5					
乳 類 販 売 業	428	60	337	31				
食 肉 処 理 業	12	2	9	1				
食 肉 販 売 業	281	42	216	23				
食 肉 製 品 製 造 業	1		1					
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	1		1					
食 用 油 脂 製 造 業	3		2	1				
マーガリン又はショートニング製造業	1	1						
み そ 製 造 業	14	1	11	2				
し ょ う 油 製 造 業	13	6	5	2				
ソ ー ス 類 製 造 業	2	1	1					
酒 類 製 造 業	24	3	21					
豆 腐 製 造 業	13	4	8	1				
納 豆 製 造 業	-							
め ん 類 製 造 業	7		7					
総 菜 製 造 業	79	13	56	10				
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	1		1					
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-							
清 涼 飲 料 水 製 造 業	11	1	9	1				
氷 雪 製 造 業	3		3					
氷 雪 販 売 業	3		2	1				

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成31年3月31日現在）

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
計		1,797	395	1,203	199	-	-	-	-
給 食 施 設	学 校	4		1	3				
	病 院 ・ 診 療 所	13	3	10					
	事 業 所	1		1					
	そ の 他	69	11	54	4				
乳 搾 取 業		13		13					
食 品 製 造 業		287	48	218	21				
野 菜 果 物 販 売 業		261	50	179	32				
総 菜 販 売 業		246	95	102	49				
菓 子（パンを含む）販 売 業		284	73	197	14				
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		497	96	338	63				
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		-							
添 加 物 の 販 売 業		78	11	59	8				
氷 雪 採 取 業		-							
器 具 ・ 容 器 包 装，おもちゃの製造業又は販売業		44	8	31	5				

ウ 食品関係条例対象施設数(許可を要しない施設の再掲)

(平成31年3月31日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
計		455	76	333	46	-	-	-	-
加工水産物販売業		399	67	295	37				
加工水産物製造業		14	3	9	2				
魚介類等行商業		9	3		6				
かき作業場	一類	22	3	18	1				
	二類	11		11					

## (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成30年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	35	140	3131
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
集団給食	大量調理施設	23	92		
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	22	66	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	29	87	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	31	62	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	463	926	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設	32	64	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	253	253	
	飲食店営業	一般食堂	973	973	
		上記以外の給食施設	64	64	
	食品販売業	食肉, 魚介類	572	572	
1回/2年	上記以外	飲食店営業(その他)	1204	602	
1回/3年	上記以外	喫茶店営業, 乳類販売, 加工販	491	164	
1回/4年	上記以外	氷雪, 行商, 上記以外の許可外営業	750	188	
1回/5年	上記以外	-		0	
合 計			4944	4261	3131

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成30年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	3,637	2,167	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	956	420
	仕出し・弁当	310	366
	旅館	58	29
	その他	389	153
菓子(パンを含む)製造業	195	184	
乳処 理 業	2	11	
特別牛乳搾取処理業			
乳製 品 製 造 業	5	9	
集 乳 業		1	
魚 介 類 販 売 業	295	223	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	3	1	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	3	8	
食品の冷凍または冷蔵業	13	12	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	7	13	
喫 茶 店 営 業	481	115	
あ ん 類 製 造 業			
アイスクリーム類製造業	5	16	
乳 類 販 売 業	454	229	
食 肉 処 理 業	12	20	
食 肉 販 売 業	284	177	
食 肉 製 品 製 造 業	1	0	
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	1	1	
食 用 油 脂 製 造 業	2	11	
マーガリン又はショートニング製造業	1	1	
み そ 製 造 業	13	7	
し ょ う 油 製 造 業	12	19	
ソ ー ス 類 製 造 業	2	2	
酒 類 製 造 業	23	27	
豆 腐 製 造 業	13	10	
納 豆 製 造 業			
め ん 類 製 造 業	6	8	
総 菜 製 造 業	74	72	
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	1	4	
食 品 の 放 射 線 照 射 業			
清 涼 飲 料 水 製 造 業	12	16	
氷 雪 製 造 業	1	1	
氷 雪 販 売 業	3	1	

(注)施設数は、平成30年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成30年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		1,846	964	-
給食施設	学 校	4	8	
	病 院 ・ 診 療 所	13	20	
	事 業 所	1	6	
	そ の 他	69	39	
乳 搾 取 業		14	3	
食 品 製 造 業		293	148	
野 菜 果 物 販 売 業		265	140	
総 菜 販 売 業		250	144	
菓 子（パンを含む）販 売 業		288	166	
食 品 販 売 業（上記以外）		521	237	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		0		
添 加 物 の 販 売 業		82	49	
氷 雪 採 取 業		0		
器 具 ・ 容 器 包 装、おもちゃの製造業又は販売業		46	4	

（注）施設数は、平成30年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成30年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		459	477	-
加工水産物販売業		403	231	
加工水産物製造業		14	26	
魚介類等行商業		9	0	
かき作業場	一類	22	161	
	二類	11	59	

（注）施設数は、平成30年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成30年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		455	-	
小 計		451	-	
魚 介 類		100	0	
冷凍食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	0		
	凍 結 直 前 に 加 熱 さ れ た 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品	0		
	凍 結 直 前 未 加 熱 の 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品	0		
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	0		
魚 介 類 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		38	0	
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		19	0	
乳 製 品		1	0	
乳 類 加 工 品 (ア イ ス ク リ ー ム 類 を 除 き , マ ー ガ リ ン を 含 む )		0		
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓		6	0	
穀 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		32	0	
野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		162	0	
菓 子 類		25	0	
清 涼 飲 料 水		41	0	
酒 精 飲 料		0		
氷 雪		0		
水		0		
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品		12	0	
そ の 他 の 食 品		15	0	
添 加 物 及 び そ の 製 剤		0		
器 具 及 び 容 器 包 装		0		
お も ち や		0		
乳	小 計	4	-	
	生 乳	0		
	牛 乳	4	0	
	低 脂 肪 牛 乳	0		
	加 工 乳	0		
	そ の 他 の 乳	0		



(5) 集団食中毒発生状況

(平成30年)

No	発生年月日	発 生 場 所	喫食者数	有症者数	死者数	原 因 食 品	病 因 物 質	原因施設	喫食場所	事 件 の 概 要	発 生 要 因
1	なし										
2											
3											
4											
5											

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

## 生活衛生対策等

### (1) 水道施設の監視状況

(平成30年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島										
行政区域内人口		220,788	26,038	187,182	7,568										
計	施設数	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画給水人口	36,825	29,000	-	7,825	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現在給水人口	33,414	25,876	-	7,538	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上水道	施設数	2	1		1										
	立入検査件数	2	1		1										
	計画給水人口	36,825	29,000		7,825										
	現在給水人口	33,414	25,876		7,538										
簡易水道	施設数	0													
	立入検査件数	0													
	計画給水人口	0													
	現在給水人口	0													
専用水道	施設数	0													
	立入検査件数	0													
	現在給水人口	0													
簡易専用水道	施設数	0													
	立入検査件数	0													
小規模水道	施設数	0													
	立入検査件数	0													

(注1) 行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成30年3月31日現在である。

(注2) 施設数は、平成30年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3) 立入検査件数は平成30年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4) 浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5) 保健所の管轄外である国認可の上水道、市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(平成30年度)

区分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 町 上 島				
登 録 頭 数	10,999	1,641	8,966	392				
	( 786 )	( 92 )	( 661 )	( 33 )	( )	( )	( )	( )
予 防 注 射 頭 数	7,837	1,028	6,537	272				

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段( )内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(平成30年度)

区 分	施 設 数											立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	竹原市	東広島市	大崎上島町										
計	1,134	209	879	46	-	-	-	-	-	-	-	205	18.1	
薬 局	112	19	90	3								52	46.4	
（うち健康サポート薬局）	(5)		(4)	(1)									(0.0)	
薬局製造販売業（薬局製造業）	6	1	5									6	100.0	
医薬品販売業	小 計	61	6	54	1	-	-	-	-	-	-	25	41.0	
	店舗販売業	38	6	31	1							21	55.3	
	卸売販売業	23		23								4	17.4	
	薬種商販売業	-											-	
	特例販売業	小 計	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		一 般	1			1								0.0
		駅構内売店	-											-
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	113	14	98	1							45	39.8		
管理医療機器販売業・貸与業	840	169	631	40							77	9.2		
再生医療等製品販売業	1		1										0.0	

(注) 施設数は、平成31年3月31日現在である。

## (2) 毒劇物監視指導状況

(平成30年度)

区 分	施 設 数								立入検査件数	監視指導率 (%)
	総数	竹原市	東広島市	大崎上島町						
計	142	19	109	14	-	-	-	-	34	23.9
製 造 業	11	2	6	3					3	27.3
輸 入 業	-									-
販 売 業	小 計	128	17	100	11	-	-	-	31	24.2
	一 般	99	13	79	7				23	23.2
	農 業 用 品 目	29	4	21	4				8	27.6
	特 定 品 目	-								-
業 務 上 取 扱 者	小 計	3	-	3	-	-	-	-	-	-
	電 気 め っ き 事 業	-								-
	金 属 熱 処 理 事 業	-								-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	3		3						0.0
	し ろ あ り 防 除 事 業	-								-

(注) 施設数は、平成31年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

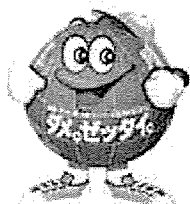
(平成30年)

区分	施設数等								立入検査件数	監視指導率 (%)
	総数	竹原市	東広島市	大崎上島町						
計	1,110	155	914	41	-	-	-	-	120	10.8
麻薬	小計	220	33	180	7	-	-	-	43	19.5
	家庭麻薬製造業者	-								
	卸売業者	3		3					2	66.7
	小売業者	98	16	79	3				21	21.4
	病院	19	4	15					18	94.7
	一般診療所	84	12	68	4				1	1.2
	歯科診療所	-								
	飼育動物診療施設	13	1	12					1	
	研究者	3		3						0.0
大麻	研究者	-								
向精神薬	小計	454	61	376	17	-	-	-	31	6.8
	卸売業者	-								
	免許みなし卸売販売業者	23		23					2	8.7
	免許みなし薬局	112	19	90	3				23	20.5
	小売業者	-								
	病院	20	4	16					4	20.0
	一般診療所	172	24	139	9				1	0.6
	歯科診療所	102	13	84	5					0.0
	飼育動物診療施設	25	1	24					1	4.0
覚せい剤	小計	-								
	施用機関	-								
	研究者	-								
覚せい剤原料	小計	436	61	358	17	-	-	-	46	10.6
	取扱者	5		5					2	40.0
	薬局	112	19	90	3				23	20.5
	病院・診療所	294	41	239	14				20	6.8
	飼育動物診療施設	25	1	24					1	4.0
研究者	-									

(注1) 施設数は、平成30年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。  
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となつて図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

#### (4) 医薬品収去検査状況

(平成30年度)

区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験				
定 量 試 験	シ メ チ ジ ン	1	0	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(平成30年度)

検査項目	試験検査数	不適件数
ホルムアルデヒド	4	0
メタノール	3	0
アゾ化合物	3	0

(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

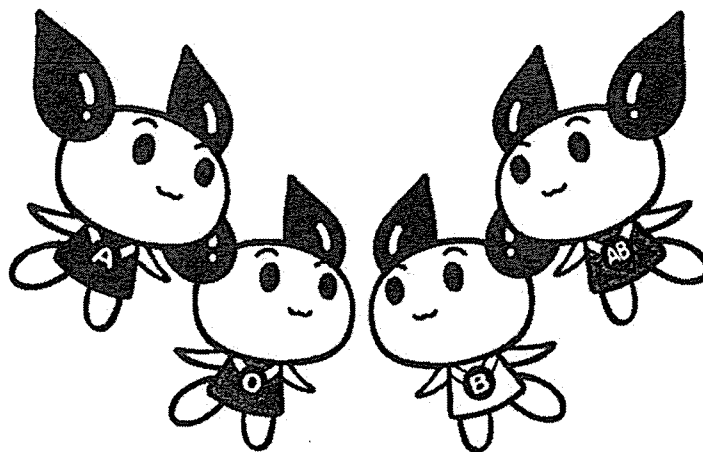


(6) 献血状況

(平成30年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
受 付 者 数		5,925	446	5,322	157				
献 血 者	計	4,863	390	4,353	120	-	-	-	-
	200mL	7	0	6	1				
	400mL	4,856	390	4,347	119				

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

(7) 温泉監視指導状況

(平成30年度)

区 分	施 設 数											立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町										
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
温 泉	源 泉	-												
	利 用 施 設	-												

(注1) 施設数は、平成31年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

# 環境保全対策

## (1) 公害関係特定施設の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	33	143	5	(89)	-	-	-
	法による届出	31	124	5	(75)			
	条例による届出	2	19		(14)			
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	-	(-)	-	-	-
	法による届出	1	1					
一般粉じん	計	33	172	-	(1,604)	-	-	-
	法による届出	17	122		(1,598)			
	条例による届出	16	50		(6)			
特定粉じん	計	24	-	24	(24)	-	-	-
	発生施設届出							
	排出等作業届出	24		24	(24)			
水銀	計	6	13	20	(-)	-	-	-
	法による届出	6	13	20				
ダイオキシン類	法による届出	4	6	2				
水質汚濁	計	239		8	-	-	-	-
	法による届出	205		7				
	条例による届出	34		1				
	法による許可	57		33				

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の( )内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 平成30年度の状況である。

## (2) 土壌汚染対策の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		許 可 数 ( 総 数 )	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件 数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業						
	法による届出			72			
	法による申請			2			
	条例による報告			38			

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 平成30年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	28	2	4	2	

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、平成30年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成30年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙(カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	2	1	1	-	1	-	1	-	-	-
	(調査指導延件数)									
処 理 済	2	1	1		1		1			
翌年度へ繰越	-									

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成30年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	19	3	16

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

## (6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(平成31年3月31日現在)

項目	市 町	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
硫 黄 酸 化 物		26	11	14	1				
		(3)	(1)	(1)	(1)				
	うち簡易測定法	-	8	13					
窒 素 酸 化 物		24	8	15	1				
		(4)	(1)	(2)	(1)				
	うち簡易測定法	-	5	13					
一 酸 化 炭 素		-							
		(-)							
光化学オキシダント		4	1	2	1				
		(4)	(1)	(2)	(1)				
浮遊粒子状物質		17	1	15	1				
		(4)	(1)	(2)	(1)				
微小粒子状物質		2	(1)	(1)					
		(2)	(1)	(1)					
炭 化 水 素		1	1						
		(1)	(1)						
降 下 ば い じ ん		7	6	1					
		(-)							
浮 遊 粉 じ ん		-							
		(-)							
風 向 風 速		6	3	2	1				
		(4)	(1)	(2)	(1)				
温 度 湿 度		1	1						
		(1)	(1)						
日 射 量		1	1						
		(1)	(1)						

(注) 下段( )内は、県有施設の再掲。

〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成30年度)

区 分		総件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
情 報	竹原	2		1		1			
		-							
注 意 報		-							
		-							

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が $0.10\text{ppm}$ 以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が $0.12\text{ppm}$ 以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(平成30年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 ( 湖 沼 を 含 む )	6河川, 14地点	12回
		沼田川:入野川, 入野川下流, 椋梨川	
		黒瀬川:三永貯水池入口, 高尾, 温井川, 古河川2, 松坂川, 樋の詰橋, イラスケ川	
		高野川:風早	
		三津大川:三津小学校前	
		木谷郷川:下之谷	
		賀茂川:上水取水口, 朝日橋	
		海 域	
濁	海 水 浴 場	大串海水浴場	2回
	地 下 水	竹原市, 大崎上島町	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	黒瀬川, 2か所 賀茂川1か所	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 竹原高校	12回
	アスベストモニタリング調査	西条小学校, 広島県東広島庁舎	1回
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校, 竹原高校	2回
	水 質	安芸津・安浦地先	1回
	底 質		
	土 壌		



## 廃棄物対策

### (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		総数	届出等 受理件数	竹 原 市	東 市 島	大 崎 町				
し尿処理施設	施設数	-								
	立入検査件数	-								
ごみ処理施設	施設数	-								
	立入検査件数	-								
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-								
	立入検査件数	-								
公共下水道 終末処理場	施設数	7		1	5	1				
	立入検査件数	2		1		1				
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	2	2		2					
	立入検査件数	2			2					
浄化槽保守点検業者	施設数	13	17	5	6	2				
	立入検査件数	5			5					

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成30年度の状況である。



## (2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 ( a + b )	382	15	25	90	6	244	2	14	1	0	2
A 収集運搬業 ( a ; a ≥ 'a )	329	9	25	75	4	207	2	14	1	0	2
うち積替え保管を含むもの('a)	15	2	0	4	0	18	0	0	0	0	0
B 処分業 ( b ; b = c + d + e )	53	6	0	15	2	37	0	0	0	0	0
中間処理業(c)	49	6	0	15	2	36	0	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物A											
小計 ( a + b )	336	10	22	72	5	211	2	14	1	0	2
収集運搬業 ( a ; a ≥ 'a )	290	5	22	62	3	178	2	14	1	0	2
うち積替え保管を含むもの('a)	14	2	0	3	0	16	0	0	0	0	0
処分業 ( b ; b = c + d + e )	46	5	0	10	2	33	0	0	0	0	0
中間処理業(c)	42	5	0	10	2	32	0	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物B											
小計 ( a + b )	46	5	3	18	1	33	0	0	0	0	0
収集運搬業 ( a ; a ≥ 'a )	39	4	3	13	1	29	0	0	0	0	0
うち積替え保管を含むもの('a)	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
処分業 ( b ; b = c + d + e )	7	1	0	5	0	4	0	0	0	0	0
中間処理業(c)	7	1	0	5	0	4	0	0	0	0	0
中間処理・最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。

2 平成30年度末時点の所管業者の許可件数及び平成30年度に許可した各種許可件数等を記入すること。

3 平成30年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。

4 平成30年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。

5 平成30年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。

6 平成30年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業 者 数	新規登録・許 可件数	更新許可件 数	変更許可件 数	届 出 受 理 件 数	
					廃止	その他
引 取 業	55	2	7	-		9
フロン類回収業	33	1	7	-		5
解 体 業	14			-		3
破 碎 業	8					1
合 計	110	3	14	-	-	18

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、平成30年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成31年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認可 件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	48	-	48	-	-	3	-	-	-	-	1	1	-	11	-	2	
中間 処理 施設 数	小計	36	-	36	-	-	3	-	-	-	1	1	-	10	-	-	
	汚泥	脱水	2		2	-											
		乾燥	-			-											
		天日乾燥	-			-											
		焼却	2		2												
	廃油	油水分離	-			-											
		焼却	-								1						
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-			-											
	廃プラスチック類	破砕	7		7	-		2									
		焼却	-														
	木くず・ がれき類	破砕	24		24	-		1				1			9	-	
	木くず・ その他	焼却	1		1										1		
	その他	-															
最終 処分 場 施設 数	小計	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	
	安定型	8		8	-									1		2	
	管理型	4		4	-												
PCB廃棄物保管事業所	69	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、平成30年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成30年度)

事業番号	調査等延べ件数 うち中間処理施設	調査等延べ件数 うち理立処分場	分析検体数	指導件数				指導内容											
				命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数							
1	29																		
2	22																		
3	62	44	7	4															
4	16	22	22	33															
5	18																		
6																			
7	17																		
8	12																		
9	6	6	6																
10	1																		
11	3	3																	
12	1	1																	
13																			
14																			
15	43	2	43																
16	2	2	2	2															
17	4	4	1	3															
18																			
19																			
20	2	4	4																
	3	5	5																
合計																			

産業廃棄物苦情による立入検査件数

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産廃処理業物理立入処分立入検査は、浸出水や産業物の分析を実施したもの登録なし、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と理立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産廃処理業苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成30年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
産廃	122	122	18	神奈川県, 岐阜, 愛知, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 鳥取, 徳島, 根, 岡山, 山口, 徳島, 島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 長崎, 沖縄	燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず等, がれき類, 鉱さい, ばいじん	ロエー, 関南州科学, 光陽建設(株), 三井金属鉱業(株), 東広商事(株), 東邦亜鉛(株), アイ・サブライ, 関トラスト, 関丸津商店	0	
特管	59	59	11	愛知, 滋賀, 大阪, 兵庫, 鳥取, 島根, 岡山, 山口, 香川, 愛媛, 福岡	可燃性廃油, 腐食性廃酸, 腐食性廃アルカリ, 特定有害鉱さい, 特定有害汚泥, 特定有害ばいじん	関ヒロエー, 関南州科学, 三井金属鉱業(株), 東邦亜鉛(株), 関丸津商店	0	
計	175 (重複6)	175 (重複6)	18		計20種類		0	
産廃	40	40	10	長野, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 兵庫, 鳥取, 島根, 岡山	廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず等, がれき類	光陽建設(株)	0	
特管								
計	40	40	10		計5種類			

(記入要領) 1 平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に処理した件数について記入すること。  
 2 県外産業廃棄物の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。  
 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成31年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
連携のたのめ	広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	地域保健対策協議会
	東広島市健康増進対策推進会議	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0936	健康づくり推進協議会
	竹原市民生委員児童委員協議会	725-8666	竹原市中央五丁目1-35	0846-22-2946	民生委員児童委員協議会
	東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0932	
	大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0302	社会福祉協議会
	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5 ふくしの駅内	0846-22-5131	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108 東広島市総合福祉センター内	082-423-2800	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	0823-82-2026	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2247	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	082-432-2083	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	082-420-7011	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9本江保健福祉センター内	0846-62-1718	
社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7大崎老人福祉センター内	0846-64-4178		
社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1東野保健福祉センター内	0846-65-2210		
職能団体	一般社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター	082-422-3810	医師会
	一般社団法人竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央三丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	
	一般社団法人賀茂東部医師会	739-2303	東広島市福富町久芳1539-27(福富内科外科医院)	082-430-1101	
	一般社団法人豊田郡医師会	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4322-3(円山医院)	0846-64-2062	歯科医師会
	一般社団法人東広島市歯科医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター	082-423-0160	
	竹原・豊田歯科医師会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江246	0846-62-0064	薬剤師会
	一般社団法人東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	082-423-7340	
	一般社団法人竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0846-45-2100	看護協会
	公益社団法人広島県看護協会東広島・竹原支部	739-0014	東広島市西条昭和町12-49 NOBBY SIESTA402	082-422-8858	
	公益社団法人広島県栄養士会安芸支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	栄養士会
	公益社団法人広島県栄養士会広島支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	
	一般社団法人広島県歯科衛生士会東広島地区会	739-2115	東広島市高屋高美が丘一丁目3-13(地区会長宅)	082-434-3493	歯科衛生士会
	竹原・豊田地区地域歯科衛生士会	729-2317	竹原市忠海東町五丁目25-4(会長宅)	0846-26-3234	
公益社団法人広島県獣医師会東広島支部	739-2208	東広島市河内町入野4203		獣医師会	
公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	竹原市田ノ浦一丁目8-6 岡田動物病院内	0848-22-4488		
竹原調理師会	725-0026	竹原市中央二丁目4-13	0846-22-0729	調理師会	
同業組合	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-423-3928	食品衛生協会
	竹原地域食品衛生協会	725-0026	竹原市中央二丁目9-21	0846-22-8038	
自主組	竹原市食生活改善推進員会	725-0026	竹原市中央三丁目14-1 竹原市保健センター内	0846-22-7157	食生活改善推進協議会
	大崎上島町食生活改善推進員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968 大崎上島町役場木江支所内	0846-62-0330	
	竹原市公衆衛生推進協議会	725-8666	竹原市中央五丁目1-35竹原市役所市民課生活環境係内	0846-22-2279	公衆衛生推進協議会
	東広島市公衆衛生推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29東広島市役所廃棄物対策課内	082-420-0926	
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968大崎上島町役場保健衛生課内	0846-62-0303	精神障害者家族会
	竹水会(竹原地区)	725-0023	竹原市田ノ浦三丁目2-6障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440	
	賀茂台地断酒会	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾1139-6 会長宅	0823-82-0806	断酒会
	雲南断酒会	725-0021	竹原市竹原町3580-3 事務局宅	090-9735-6070	
	竹原認知症の人を支える家族の会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	介護者のつどい
	やすらぎ会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108東広島市社会福祉協議会	082-423-2800	
広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-422-6911	薬物乱用防止指導員地区協議会	







広島県

西部東厚生環境事務所

西部東保健所

令和元年12月

〒739-0014 広島県東広島市西条昭和町13番10号

電話 (082) 422-6911 (代表)